

統 第 297 号
平成 30 年 8 月 7 日

一般社団法人熊本県宅地建物取引業協会 御中

熊本県企画振興部
交通政策・情報局統計調査課長

平成 30 年住宅・土地統計調査への協力について（依頼）

日頃から、統計行政につきましてはさまざまなご協力をいただきありがとうございます。
でございます。

さて、県では、総務省統計局及び市町村と連携し、平成 30 年 10 月 1 日を基準日として、平成 30 年住宅・土地統計調査を実施します。我が国の住宅に関する実態並びに現住居以外の住宅及び土地の保有状況や住宅等に居住している世帯に関する実態を調査し、その現状と推移を明らかにすることを目的として実施するものです。

本県では、県内全市町村の 3,473 調査区に、1,500 名以上（予定）の指導員及び調査員を設置し、9 月上旬から 10 月下旬までの約 2 カ月間に亘り調査を行う予定です。

つきましては、本調査の円滑な実施のため、次のご協力を賜りますよう、どうぞよろしく願いいたします。

1. 空き室状況に係る情報をご提供いただくこと。

調査員は、貴アパート、マンションの各住戸を訪問し、調査票を直接配付しますので、世帯の方と面接できず、各住戸の居住の有無が判明しない場合は、居住者のいない住居（空き室）であっても、何回か訪問させていただくこととなります。総務省統計局が行った過去の調査によれば、このことが管理員の方や居住者の皆様の不審を招く場合があります。

そこで、このようなことがないように、あらかじめ、又は調査実施段階で、地方公共団体や調査員等が、空き室状況の提供について、管理員の方や貴マンションの管理会社（支店・営業所）に依頼させていただくことがありますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

※これは、統計法第 30 条に基づく協力依頼であり、個人情報保護法第 23 条第 1 項第 1 号に定める「法令に基づく場合」に当たり、本人の同意なしの情報提供が認められています。

※調査で知り得た内容は、統計法により厳重に保護され、調査関係者が他に漏らしたりすることは絶対にありません。

2. 貴管理マンション内の掲示板やエレベーターにポスターを掲示させていただくこと。

貴管理マンション等にお住まいの方々から、住宅・土地統計調査の趣旨とその実施へのご理解を得るため、掲示板やエレベーターに広報用ポスターを掲示することについて、ご協力をお願いします。

3. オートロックマンションにおける調査員の円滑な調査活動にご協力をいただくこと

オートロックマンションでは、調査員は、共用玄関のインターホン等で連絡を取った上で、マンション内の各住戸を訪問しております。総務省統計局が行った過去の調査によれば、各住戸と共用玄関との往復を繰り返していたところ、かえって管理員の方や居住者の皆様に不審に思われたことがありました。

そこで、場合によっては、調査員が各住戸を訪問する日時（複数日）を事前に連絡させていただいたうえで、訪問当日は、各住戸を連続して訪問させていただくことがありますのでご理解・ご協力をお願いします。

調査員等は、必ず熊本県知事が発行した身分証を携帯しており、求めに応じて提示しなければならないことになっています。不審に感じられた場合には、遠慮なく身分証の提示をお求めください。そのうえで、調査に対しご協力いただきますようお願いいたします。

問い合わせ先：

熊本県統計調査課

霍本（ツルモト）、上田

Tel:096-333-2179 Fax:096-384-7544

Email:tsurumoto-t-dh@pref.kumamoto.lg.jp

平成30年住宅・土地統計調査の概要

1. 調査の目的

我が国の住宅に関する実態並びに現住居以外の住宅及び土地の保有状況や住宅等に居住している世帯に関する実態を調査し、その現状と推移を明らかにすることを目的として実施。

2. 調査の期日

平成30年10月1日

3. 調査の地域及び対象

【調査の地域、対象、調査期間等】

- 調査区数：3,473か所（県内全市町村に調査区を設定）
- 調査員数：指導員 257名、調査員数 1,458名（予定数）
- 調査区内に居住する世帯のうちから、総務大臣の定める方法により選定する59,000世帯
- 指導員、調査員の活動期間：9月から10月の約2ヶ月間

4. 調査事項

- 世帯の構成・収入、世帯の家計を主に支える人
- 現住居について（居室、家賃、面積など）
- 現住居の敷地について
- 現住居以外の住宅や土地について
- 空き家の所有状況
などを中心に調査を行う。

5. 調査方法

調査員が担当調査区内にある調査対象世帯を訪問し、調査書類を配布することにより調査を依頼する。回答についても、インターネット回答及び郵送提出を除き、調査員により調査票を取集する。

6. 結果の公表

平成31年7月（予定）

【参考】

統計法（平成 19 年法律第 53 号）（抄）

（目的）

第 1 条 この法律は、公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であることにかんがみ、公的統計の作成及び提供に関し基本となる事項を定めることにより、公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保を図り、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。

（地方公共団体が処理する事務）

第 16 条 基幹統計調査に関する事務の一部は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長又は教育委員会が行うこととすることができる。

（協力の要請）

第 30 条 行政機関の長は、前条に定めるもののほか、基幹統計調査を円滑に行うためその他基幹統計を作成するため必要があると認めるときは、地方公共団体の長その他の関係者に対し、協力を求めることができる。

（守秘義務）

第 41 条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

五 地方公共団体が第十六条の規定により基幹統計庁に関する事務の一部を行うこととされた場合において、基幹統計調査に係る調査票情報、事業所母集団データベースに記録されている情報及び第二十九条第一項の規定により他の行政機関から提供を受けた行政記録情報の取り扱いに従事する当該地方公共団体の職員又は職員であった者 当該情報を取り扱う業務

（罰則）

第 57 条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

二 第四十一条の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者

第 59 条 第四十一条各号に掲げる者が、その取り扱う同条各号に規定する情報を、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。